

岡山県保健事業支援員（短時間勤務会計年度任用職員）  
採用試験受験案内

令和7年5月9日

岡山県保健医療部健康推進課  
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6  
直通電話：086-226-7328

岡山県保健医療部健康推進課では、保健事業支援員（地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により任用される短時間勤務会計年度任用職員）を下記のとおり募集します。

記

1 勤務場所、任用期間、業務内容、応募資格等

(1) 勤務場所

岡山県保健医療部健康推進課（岡山市北区内山下2-4-6）

(2) 採用予定人数

1名

(3) 任用期間

令和7年7月28日から令和8年3月31日まで

※任用日から1か月間（延長の場合あり）は条件付採用となります。

※任用期間の満了をもって退職となります。

※任用期間満了後、同一の職が設置される場合は、能力実証を行った上で、再度任用される場合があります。

(4) 業務内容

- ・市町村が行う保健事業の支援に関すること
- ・KDBシステムを活用したデータ分析等に関すること
- ・その他知事が必要と認める事項

(5) 応募資格

保健師又は管理栄養士の資格を有している者、又は令和7年7月28日時点で資格取得していることが見込まれる者

地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者（次に該当しない者）

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・岡山県職員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

2 勤務条件、報酬等

(1) 勤務日及び勤務時間

9時00分から17時15分まで（うち休憩時間60分）

※勤務時間は1日7時間15分（週29時間以内）、勤務日数は週4日以内（月18日以内）となるよう割り振ります（公務の都合により、他の勤務日及び勤務時間に振り替えることがあります）。

※所定の勤務時間を超えて勤務していただく必要がある場合は、事前命令により時間外勤務を行っていただきます。

(2) 週休日

勤務が割り振られていない日とします。

(3) 年次休暇（有給）

週の勤務日数（週以外の期間により勤務日数が定められている場合は年の勤務日数）、任用期間及び県のいずれかの職に引き続き在職していた期間（勤務実態が継続している場合は通算）に応じて、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第26号。以下「規則」という。）に定める日数が任用時に付与されます。

(4) 年次休暇以外の休暇等

ア 規則に定める要件を満たす場合は、有給又は無給の休暇等を取得できます。

- ・有給（公民権行使、官公署出頭、災害による現住所滅失等、災害等による出勤困難・退勤途上危険回避、忌引、結婚、夏季、妊産婦の健康検査・保健指導、妊娠中の通勤緩和、出生サポート、産前産後、配偶者の出産、育児参加）
- ・無給（子の保育・看護、介護、生理による就業困難、妊産疾病、公務上の傷病、私傷病、骨髄等ドナー）

イ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年岡山県条例第3号）に定める要件を満たす場合は、育児休業又は部分休業を取得できます。

(5) 報酬等

基本報酬：日額12,390円

通勤に要する費用：一般職員に準じて計算し勤務日数に応じて日額で支給

※上記のほか、期末手当及び勤勉手当が支給されます（基準日に在職している等一定の要件を満たす場合）。

※上記のほか、一般職員に準じて地域手当に相当する報酬、時間外勤務手当に相当する報酬が支給されます。

(6) 社会保険等

雇用保険、共済保険（短期福祉）、厚生年金保険が適用されます。

公務上又は通勤中の災害については、労働者災害補償保険あるいは公務災害補償に準じた補償が適用されます。

(7) その他

勤務条件の詳細については、規則等によることとします。

地方公務員法に定められた服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用され、違反した場合は懲戒処分の対象となります。

営利企業への従事等の制限は適用されないため、副業等は禁止されませんが、他の仕事との兼業（他の会計年度任用職員への任用、営利企業への従事等）を行う可能性がある場合は、事前にその旨を申し出てください。公正な職務遂行に対する疑惑や不信を招くおそれがある場合や、公務に支障を来すような長時間労働となる場合は、一定の制限を課すことがあります。

### 3 受験申込みの受付

(1) 受付期間 令和7年5月9日（金）から令和7年6月13日（金）まで

※郵送の場合は、6月13日（金）までの消印があるものに限り受け付けます。封筒の表に「会計年度任用職員採用試験」と朱書きしてください。なお、郵送事故が発生した場合の責任は負いません（簡易書留扱いが望ましい）。

(2) 受付時間 8時30分から17時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

(3) 受付場所 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県保健医療部健康推進課

(4) 提出書類 履歴書（別紙様式）、学歴・職歴確認書（別紙様式）、応募資格を有していることを証する書類の写し

令和7年7月28日時点で資格取得していることが見込まれる者は、応募資格を有していることを証する書類の写しに代えて、資格取得が見込まれることがわかる書類の写し、又は資格取得が見込まれる旨を記載した申立書（様式任意）を提出してください。

(5) 注意事項 他の仕事との兼業（他の会計年度任用職員への任用、営利企業への従事等）を行う可能性がある場合は、事前にその旨を申し出てください。公正な職務遂行に対する疑惑や不信を招くおそれがある場合や、公務に支障を来すような長時間労働となる場合は、一定の制限を課すことがあります。

### 4 採用試験

(1) 試験日時 令和7年6月25日（水）

※試験及び集合の時間は、受験申込受付期間終了後、受験者に直接連絡します。

(2) 試験会場 受験申込受付期間終了後、受験者に直接連絡します。

(3) 試験内容 面接

※業務遂行能力、人柄等に関する口述試験を行います。また、実際の勤務では、パン

コン（特にエクセル）を使用しますので、操作能力・経験等について口頭で確認します。

※多数の応募があった場合、提出いただいた履歴書等で上記「1（5）応募資格」に基づく書類選考を事前に行う場合があります。

- (4) 必要な物 筆記用具を持参してください。
- (5) 合否決定 得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合は不合格とします。
- (6) 合格発表 合格、不合格に関わらず郵送で通知します。
- (7) その他 試験の結果については、岡山県個人情報保護条例により、簡易な方法による開示を請求できます。開示を請求できるのは受験者本人の得点及び順位で、合格発表の日から1月間、受験申込みの受付場所において受け付けます。開示を請求できるのは本人又はその法廷代理人ですので、本人確認書類（免許証等）を持参してください。